**《参考資料４：避難所運営委員会規約例》**

**○○○避難所運営委員会規約**

（目的及び設置）

第１条　○○（施設）周辺において、地震等の大規模な災害により甚大な被害が発生したとき、避難住民の安全確保を図るため、避難住民と行政機関が一体となり、総合的な避難所の運営管理体制を確立するため、○○○避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（構成）

第２条　運営委員会は、避難住民、地域の関係団体、各自治会・町内会（以下「自治会等」という。）から選出された委員並びに岡谷市役所、○○（施設）等の関係者をもって構成する。

　(1) 事前設置時の構成

　　ア　施設管理者、施設関係職員または自主防災組織等地域住民

　(2) 避難所開設後の構成

　　ア　避難住民、地域の関係団体、各自治会・町内会（以下「自治会等」という。）から選出された委員並びに岡谷市役所、○○（施設）等の関係者

（事務局）

第３条　運営委員会の事務局を○○（施設）事務所に置く。

（運営活動）

第４条　運営委員会は、地震等の災害時における避難所の円滑な運営と平常時における地域住民への啓発等を図るため、次の事項について協議し活動する。

　(1) 平常時

　　ア　運営委員会の運営に関すること

　　イ　避難所のマニュアル作成に関すること

　　ウ　避難所に必要な資機材・備蓄品の維持管理に関すること

　　エ　情報交換・連絡体制の確立に関すること

　　オ　地域連携体制の確立に関すること

　　カ　その他必要な事項

　(2) 応急時

　　ア　避難所の開設

　　イ　避難者の安全確保、二次災害の防止対策

　　ウ　避難所の運営

　　エ　その他必要な事項

（活動班）

第５条　運営委員会には、次の活動班を設ける。

　(1) 総務班

　　　避難所のレイアウト配置、防災資機材や備蓄品の管理、地域との連携、その他避難所の管理に関すること

　(2) 被災者管理班

　　　避難者名簿の作成等、安否確認への対応、取材への対応、郵便物・宅配便の取次ぎに関すること

　(3) 情報広報班

　　　情報収集、情報発信、情報伝達に関すること

　(4) 施設管理班

　　　避難所の安全確認と危険箇所への対応、防火・防犯に関すること

　(5) 食料・物資班

　　　食料・物資の調達、受入れ、管理、配布、炊き出しに関すること

　(6) 救護・福祉班

　　　医療・介護活動に関すること

　(7) 衛生班

　　　ごみ、風呂、トイレ、掃除、衛生管理、ペット、生活用水に関すること

　(8) ボランティア班

　　　ボランティアの受入れ、管理に関すること

（役員の種類・定数及び任期）

第６条　運営委員会には、次の役員を置く。

　(1) 会長　　　　　　　　　　　　１名

　(2) 副会長　　　　　　　　　　若干名

　(3) 総務班長（事務局長）　　　　１名

　(4) 被災者管理班長　　　　　　　１名

　(5) 情報広報班長　　　　　　　　１名

　(6) 施設管理班長　　　　　　　　１名

　(7) 食料・物資班長　　　　　　　１名

　(8) 救護・福祉班長　　　　　　　１名

　(9) 衛生班長　　　　　　　　　　１名

　(10)ボランティア班長　　　　　　１名

　(11)避難住民・自治会等の長　　若干名

（役員の選出)

第７条　役員の選出は委員の互選による。

２　避難所開設後、１週間以内を目途に再選出し、以降は、避難所規模の状況変化等により、適宜、班の再編成及び再選出をする。

（役員の職務）

第８条　会長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

３　事務局長は、事務局を総括し、運営委員会の庶務、会計及び住民への広報・啓発活動等その他必要な事項を行う。

４　各活動班長は、班を総括する。

（会議）

第９条　運営委員会の会議は、運営活動事項等の協議を行うため、会長が必要と認めたときに開催し、会長がその議長となる。

（訓練の実施）

第10条　運営委員会は、地域住民の防災啓発及び運営委員会の組織運営を円滑に行えるよう必要に応じて訓練を行う。

（経費）

第11条　運営委員会の会議・運営に係る費用は、必要に応じ別途定める。

（疑義）

第12条　この規約に定められていない事項又は疑義が生じたときは、その都度運営委員会で協議して決定するものとする。

　　　附　則

　　　この規約は、令和　年　　月　　日から施行する。